

西東京市立小・中学校における
学校選択制度について

答 申

平成 14 年 6 月

西東京市学校選択制度実施懇談会

< 協議経過 >

- 1 平成 14 年5月 13日 委嘱式第 1 回懇談会 会長・副会長の互選、諮問、傍聴要領について
- 2 平成 14 年5月 20日 第 2 回懇談会 実施についての基本的方針、課題、問題点について
- 3 平成 14 年5月 27日 第 3 回懇談会 実施についての課題、問題点、条件整備について
- 4 平成 14 年6月 3日 第 4 回懇談会 実施について配慮すべき事項及び答申案について
- 5 平成 14 年6月 20日 第 5 回懇談会 答申案について 答申

1 はじめに

西東京市学校選択制度実施懇談会（以下「本懇談会」という。）は、平成 14 年 5 月 13 日、西東京市教育委員会 茂又好文教育長から、西東京市立小・中学校における学校選択制度について、その導入にあたっての基本的方針、条件整備等について諮問を受け、5 回の懇談会で慎重に審議を行ってきた。

西東京市では、通学区域により指定校が定められているが、市内転居、住宅購入、教育的配慮などの理由や、合併時の特例として旧市境において近い学校に就学できるなど、指定校以外の学校を希望できるよう、審査基準に基づき通学区域制度の弾力的運用が図られてきた。

一方、保護者からは、「自宅の近くに学校があるのになぜ、遠くの学校に入学しなければならないのか」「幼稚園の友達と一緒に学校に行かせたい」など、指定校以外の学校に通わせたいと望む声が多くなってきている。市が平成 14 年 3 月に出した「西東京市子どもの生活と家庭の実態・意向調査 報告書」によると「通学区域の枠を越えて通学できる学校自由選択制度についてどのようにお考えですか」との問いに、未就学児の保護者、小学生の保護者、中学高校生の年代の保護者の平均で、約 7 割が賛成、どちらかという賛成であるとの結果が出ている。

文部科学省では、臨時教育審議会の「教育改革に関する第三次答申」（昭和 62 年 5 月 8 日）及び行政改革委員会の『規制緩和の推進に関する意見（第二次）』（平成 8 年 12 月 16 日）の意見・提言を受け、平成 9 年 1 月 27 日付で、通学区域の弾力的運用について（通知）において、教育上の影響等に留意しつつ、通学区域制度の弾力的運用に努めるように通知している。

他区市においても、平成 12 年度に実施した品川区を始め足立区、江東区、日野市などが導入し、これから実施の区市も少なくない。

以上のような検討結果から、学校選択制の導入に伴って配慮される課題等について委員からの意見が出されたが、本懇談会としては、学校選択の機会拡大は避けて通れない課題であり、従来の指定校変更基準はあくまでも特定の要件がなければ指定校の変更ができず、不公平感のないように子どもたちが行きたい・学びたい、保護者が行かせたい・学ばせたい学校を希望できる学校選択制を制度として確立し、実施に向けた取り組みが必要であるとの結論に達した。

なお、西東京市においては、現在まで行ってきた通学区域の弾力的な運用を拡大する制度として広く市民、保護者に周知されることが望ましいと考える。

2 学校選択制度の意義

学校選択制度は、選択に価値をおくことではなく、選択の手段を講じながら子ども一人ひとりに対して、その子どもに即した教育、その子どもの個性を育む魅力的な学校であり、教育が受けられることができるような状態を実現するものと考えられる。

また、新教育課程においては、児童・生徒や地域の実態等を十分踏まえ創意工夫を存分に生かした特色ある教育活動が行われ、特色ある教育、特色ある学校づくりの展開が期待される。

こうした状況を踏まえ、児童・生徒が学びたい・行きたい学校、保護者が学ばせたい・行かせたい学校を選択できるよう制度として確立することが望ましい。

3 学校選択制度の実施内容

実施内容は下記の内容が望ましい。

従来の通学区域はそのままとし、希望者のみを対象とする。

選択できる学校

小学校・中学校とも市内すべての学校を対象とする。（ブロックは設けない）

対象とする学年

小学校、中学校とも新1年生。（在校生は、従来の指定校変更基準に基づき対応する。）

実施時期

指定校以外の学校を希望する保護者がいる状況等を考慮し、平成15年4月1日入学の新入学児童・生徒より実施する。

4 条件整備

PR活動の充実

市民に学校選択制度を理解していただくために市報、市のホームページ、教育広報紙、パンフレットなどを活用し、広く市民にPRすることが大切である。学校選択制度というと通学区域が撤廃され、選択しなくてはならないと誤解されがちである。現状の通学区域はそのままであり、保護者や本人の希望により指定校区外の学校も選択できることを強調されたい。

また、各学校の情報公開が必要であり、学校案内の配布、公開授業、学校説明会などを積極的に行い、保護者や本人が風評に惑わされないように正しい情報を提供できる体制を取ることが必要であると思われる。

受入れ枠

施設などの状況により受入れ枠が必要となるが、希望者全員が入学できるように応募状況を中間時点で公表し、希望変更を受け付けるなど配慮されたい。受入れ枠を超える応募があった場合は抽選となるが、抽選でもれた場合は、他校への再希望受け付けも検討されたい。

また、従来の指定校変更基準により受け入れる児童・生徒を優先して受け入れられるよう、受入れ枠を設定する必要があると思われる。

施設整備

学校を選択する要件として、施設面での良し悪しが判断基準となることが想定され

る。施設面での学校間の格差が出ないように配慮されたい。

5 配慮すべき事柄

小学生の場合は、例えば、具合が悪くなったときなど保護者に学校に迎えにきてもらうことになるので、遠距離の場合心配である。中学生は、部活動が選択要件となることが想定されるが、教員の異動などで廃部になることもある。これら想定されるメリット・デメリットについてQ & A方式でわかりやすく取りまとめて広報されたい。

一部の学校では、ホームページを開設しているが、インターネットも普及しており、学校の情報を発信できるよう全校でホームページを開設するよう努められたい。

従来の通学区域における学校への就学は、他校を希望しない場合、他校での抽選でもれた場合、私立学校等を断念した場合でも、無条件で通学できることを周知されたい。

本制度の実施後も、課題等について検証し、制度の質的向上を図るよう努められたい。

地域との連携については、各学校において、より以上地域に開かれた学校づくりに取り組んでいただきたい。